

- 放射線防護対策
 - ・オフサイトセンターの放射性物質汚染防護対策は完了。
換気設備・フィルタ設置、窓枠の二重化等の気密性向上、除染用仮設テント等は、平成26年3月末に完了。
- 電源対策
 - ・非常用発電機、燃料タンクの増設(平成26年3月末完了、3日分)及び電源車用電源受け口の設置により継続して電源を確保。**更に、「オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドライン」の改訂に基づき、非常用発電機燃料タンク増設工事(約13kL増設)を実施し、7日分の電源を確保予定【P】。**
 - また、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



オフサイトセンター
(福井県大飯原子力防災センター)
(発電所からの距離約 7km)



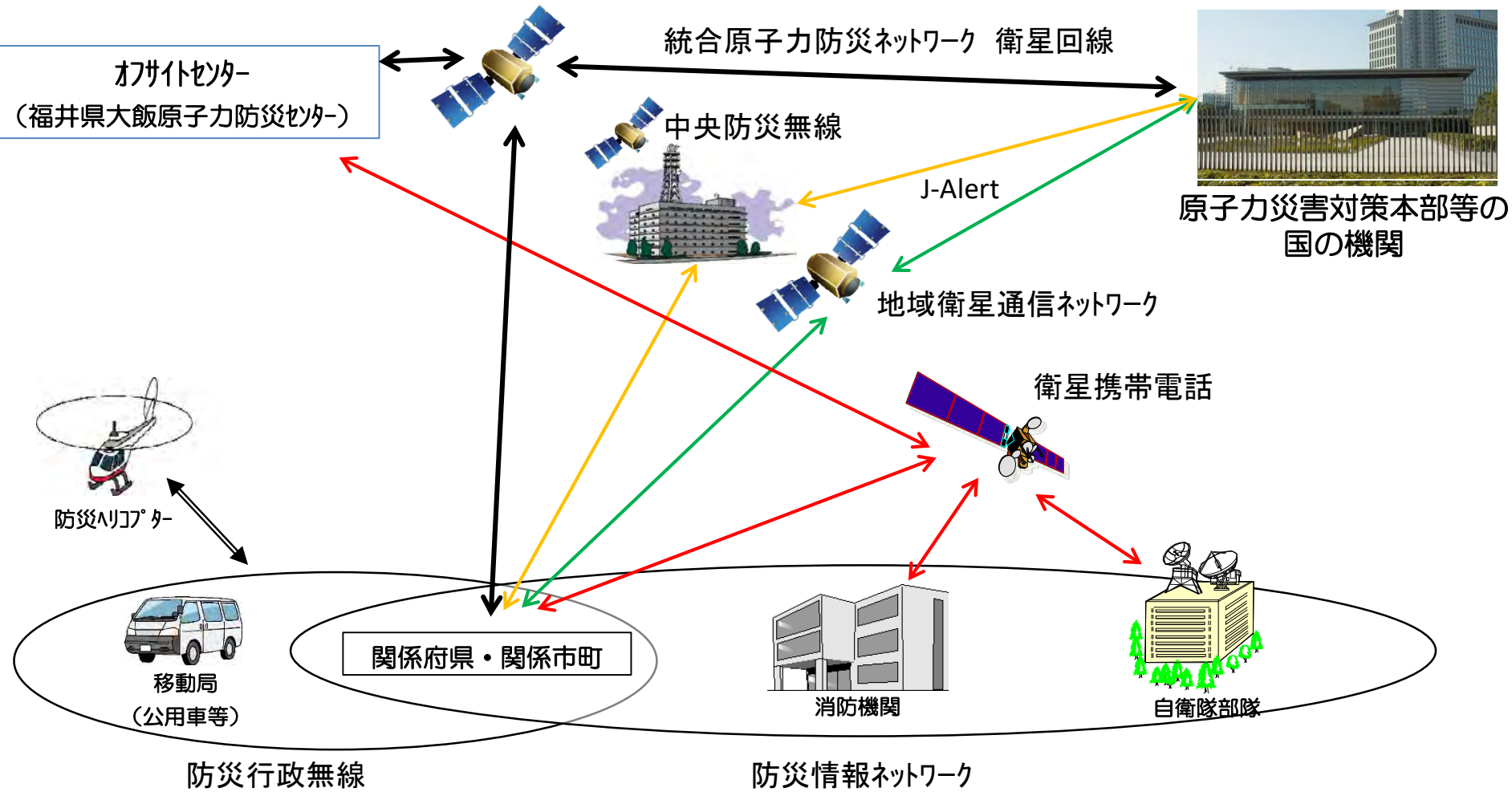
仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

- 大飯発電所の代替オフサイトセンター
- 福井県生活学習館 (発電所から約76km)*1
 - 福井県敦賀原子力防災センター*2 (発電所から約35km)*1
 - 福井県美浜原子力防災センター*2 (発電所から約31km)*1
- *1 距離は、いずれも「直線距離」となる
*2 いずれも、大飯原子力防災センターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了

福井県高浜原子力防災センター
(発電所から約10km)

大飯発電所

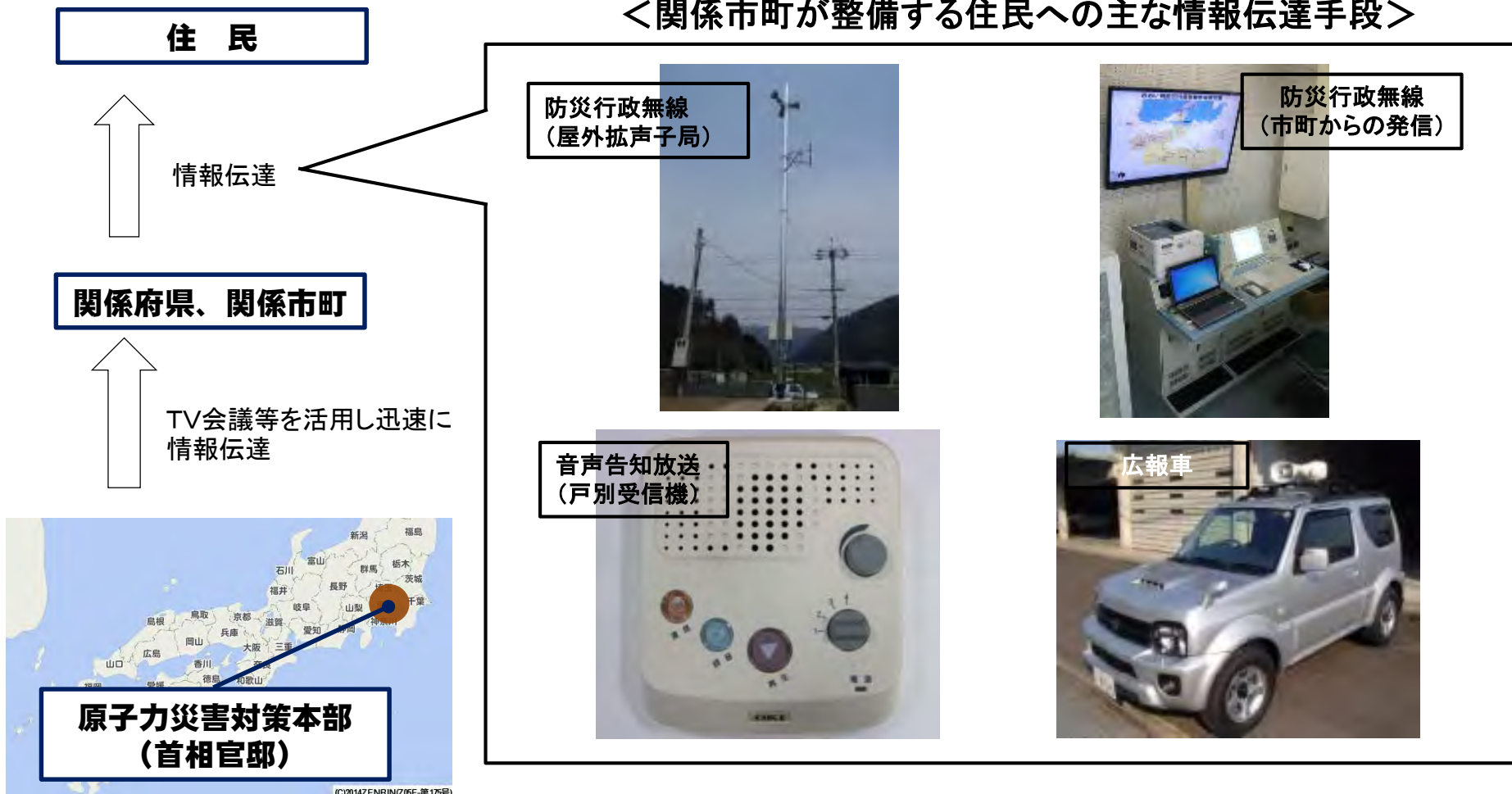
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞

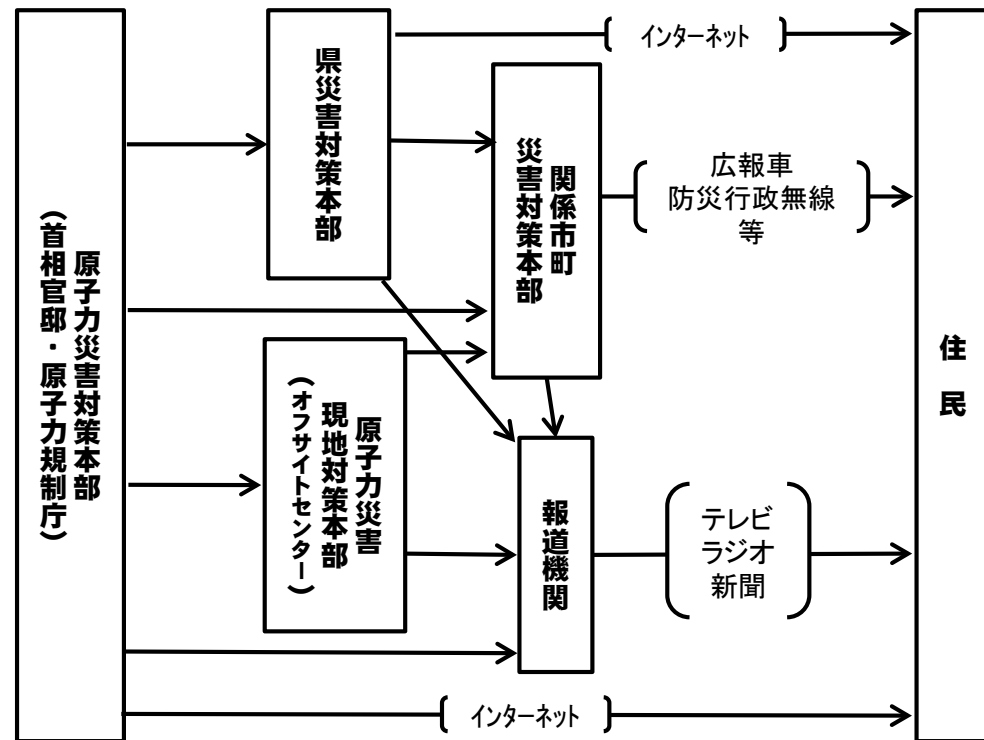


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見についてはオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、関係府県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 国は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置(原子力規制庁)。
- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口等を設置。
- オフサイトセンターでは、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町の問合せ対応を支援。



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求(関西電力)



3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. PAZ圏内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、一時集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

福井県、^{ちよう}おおい町及び^{お ばまし}小浜市における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に県災害警戒本部、大飯原子力防災センターに県災害現地警戒本部を設置。県災害警戒本部に67名、県災害現地警戒本部に21名が参集。
- おおい町、小浜市は、警戒事態が発生した段階で市町の全職員を参集し、町役場、市役所に警戒本部、大飯原子力防災センターに警戒連絡室を設置。PAZ圏内の住民が避難のため集合する施設として、3ヶ所の一時集合施設を開設し、おおい町は各施設に職員4名、小浜市は施設に職員2名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ圏内の避難行動要支援者への避難準備広報を行う。
- 警戒事態になった場合、福井県内のバス事業者等は、福井県、おおい町、小浜市の要請に備え、バスの配車準備を開始。おおい町、小浜市は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。



おい町及び小浜市における住民への情報伝達

- PAZ圏内避難の対象となる2地区内の一時集合施設を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合施設へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等によりおい町及び小浜市警戒本部と情報を共有。各市町警戒本部は、入手した情報を防災行政無線等で伝達。
- 小学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町警戒本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線やケーブルテレビ放送等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市町内全戸に設置



防災行政無線(戸別受信機)

- 小学校・保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町警戒本部が実施

- おおい町警戒本部・一時集合施設間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施



(凡例)

● : 一時集合施設